

<論 説>

19世紀東中部スウェーデンにおける農場分割

—フェーダ教区の農民農場を対象とした考察：1820～1890年—

佐藤 睦 朗

目 次

- I. はじめに
- II. 予備的考察
- III. フェーダ教区における農民農場数の変遷
- IV. 村落形態と農場分割
- V. 総括

I. はじめに

本稿では、農場分割 (hemmansklyvning) に関する村落レベルでの分析を通じて、19世紀のスウェーデンにおける零細・小農場の形成について、村落形態の特質と関連付けて考察することを目的とする。

18世紀半ば以降の農場分割については、20世紀初頭以来、スウェーデン農業史および地理学において実証研究が蓄積されてきた。そのなかで、代表的な古典的研究とみなされているのが、ニルス・ヴォリーン (Nils Wohlin) の『18～19世紀におけるスウェーデンの土地分割政策、および農民層の資産状況に与えた影響に関する概観』(1912年)である⁽¹⁾。この800頁を超える大著は、政府統計資料の分析に基づいて、農場分割の進行によって中農層が減少するとともに、零細・小農層が増加したとする学説を提起したものである⁽²⁾。こうした総体的零細農化論は、ヘックシャー (Eli F Heckscher) やウッテシュトレム (Gustaf Utterström) などの代表的な研究者によって継承され、1960年代末まで通説とされていた⁽³⁾。

だがヴォリーン学説は、1970年代に入ると、ラーシュ・ヘルリット (Lars Herlitz) とクリステル・ヴィンバリ (Christer Winberg) の史料批判によって大幅な修正を迫られることになる。彼らは、政府統計資料では実際の農場数や経営規模を正確には把握しえないことを指摘したうえで、教区レベルでの実証分析から、農場分割とともに統合も進行したため、18世紀半ば以降の農場数に大きな変化はみられなかったことを明らかにしたのである⁽⁴⁾。これを受けて、1980年代以降に地方史レベルでの実証研究が進展した結果、ヴォリーンが強調したほどには農場分割による零細農化は進展しなかったとする見解が現在では有力となっている⁽⁵⁾。

とはいえ、農民所有地を中心に農場分割が進行した地域もあることから、古典的な学説を批判

的に継承するかたちで、農場分割による小規模農場の形成に関する実証研究は継続された。その一つの到達点を示すのが、クリステル・パーション (Christer Persson) の『18～19世紀のスウェーデンにおける農場分割に関する地域および地方での差異』(1996年)である⁽⁶⁾。このなかでは、古典的な農場分割論とは異なる視点から、村落の周辺部分に位置する小区画の零細・小農場化に着目した分析がなされている⁽⁷⁾。そこには、古典的な研究では看過されていた、既存の農場の細分化を伴わない小規模農場の形成過程を見い出そうとする優れた視角がある。

ただし、パーションの研究では郡 (härad) 単位のやや巨視的な比較分析が中心であることから、地域内における村落間での農場分割の差異に関する考察はなされておらず、したがってどのような村落において上述の不均一な農場分割が進行したのかという点については、解明すべき問題として残されていると思われる。そこで本稿では、農場分割に関する村落レベルでの比較分析を通じて、村落形態による農場分割の差異について考察することにした。これにより、19世紀のスウェーデンにおいて中・大農場の経営規模が拡大する一方で零細・小農場経営が新たに形成された要因について、村落形態の特質から明らかにされることになる。

分析の対象として取り上げるのは、エステルイェートランド (Östergötland) 地方中部に位置するフェーダ (Skeda) 教区の村落である。すでに別稿にて論じたように、この教区は「ヴェスタング」(Västansång) とよばれる同地方西部に広がる平野部 (slättbygd) を中心とした地域の南端に位置することから、教区内には平野部と森林地帯 (skogsbygd) との間に広がる中間地帯 (övergångsbygd) の村落も混在していた⁽⁸⁾。このように村落形態が多様であったことから、村落間での比較分析を行うには適した教区であると考えられる。もっとも、スウェーデン東部では3～4戸程度の農場しか存在しない小村落が中心であることから、ここでいう「村落」とは、孤立農場 (ensamgård) の村を含む小規模な集落であることを予めことわっておく⁽⁹⁾。

なお、農場分割は主に農民村落において進展することから、本稿では農民農場に焦点をあてて分析を行うこととし、貴族や爵位を持たない上層中間層 (ofrälse ståndspersoner) が所有する農場については、必要な場合を除いて考察の対象外とする。また、農場分割を問題とする場合、土地市場の動向や相続制度の影響についても考察する必要があるのだが、土地制度史全般の問題となることから、これらの検討は別稿で扱うこととし、本稿では村落形態との関連に限定して考察を進めることにする。

II. 予備的考察

本稿での考察を進める前提として、まず農場分割の概念を整理したうえで、実証分析で利用される農場経営規模の区分についてまとめることにしたい。

1. 農場分割の概念

スウェーデン土地制度史の基本概念であるヘムマン (hemman) とマンタル (mantal) に関する

る説明から始めることにしたい。ヘムマンとは、租税や軍税を負担する財政上の単位のこと、
「完全農場」(helgård)は1ヘムマンに相当した。このヘムマンは、16世紀以降はマンタールに
よって数値化され、1ヘムマンは1マンタールと言い換えられるようになった⁽¹⁰⁾。元来は、1ヘ
ムマン(マンタール)が家族の扶養と租税・軍税負担を可能とする経営規模(besuttenhet)とされ
ていたが、開墾や分割相続により1ヘムマンあたりの農場数が増加した結果、1/2マンタールの
「半農場」(halvgård)や1/4マンタール農場なども公認された⁽¹¹⁾。このように一農場あたりのマ
ンタールの数値が低下することを、スウェーデン農村史研究ではヘムマン分割とよぶのである
が、本稿ではわかりやすく農場分割と意識している⁽¹²⁾。

農場分割に対しては、すでに1459年に農民層の租税負担能力の低下を回避するために禁令が
発布されていたが、実際には効果はなかった⁽¹³⁾。このため、農場分割に対する抑制政策
は、1684年に農民所有地である担税地(skattejord)において1/4マンタール未満の農場を非公認
としたことによって本格的に開始され、特に1730年代から40年代前半にかけて厳格に実施され
たとみるのが通説となっている⁽¹⁴⁾。ただし、実際には1/4マンタール未満の農場が存在してい
たことから、農場分割に対する規制は必ずしも貫徹していなかったと考えられている⁽¹⁵⁾。結
局、重商主義の影響を受けた人口増加奨励策が志向されるなかで、1747年に規制は緩和され、
1/4マンタール未満の農場も公認されるようになった⁽¹⁶⁾。さらに、1827年にはマンタールの
数値を指定した規制が撤廃されたことにより、農場分割は事実上自由化されたのである⁽¹⁷⁾。

こうした法制史をふまえて、ヴォリーンは零細農増加論を展開したのであるが、すでにふれた
とおり、1970年代以降はこの学説の見直しが進んでいる。そのなかで特に問題とされたのが、
政府統計に記載されている課税単位区分(hemmansdelar)と実際の経営単位(hemmansbruk)との
違いである⁽¹⁸⁾。この点は、農場分割の概念に関わる重要な問題であることから、内容を簡単に
整理しておくことにしたい。

図1は、ヴォリーン学説批判のなかで利用されるモデル図である⁽¹⁹⁾。実線で区切られた部分
を1/8マンタールと仮定すると、課税単位区分でみた場合には8戸の1/8マンタール農場が存在
することになる。だが、所有単位では農民CとDが複数の課税単位区分を所有していることか
ら6戸であり、さらに実際の経営単位では農民Bは1/8マンタール農場を農民Aに貸し出して
いることから5戸である(3戸の1/4マンタール農場と2戸の1/8マンタール農場)。このため、課税単

図1 課税単位区分、所有単位、経営単位での農場数

Aが所有し、 かつ耕作	Cが所有し、 かつ耕作	Cが所有し、 かつ耕作	Eが所有し、 かつ耕作
Bが所有し、 Aが耕作	Dが所有し、 かつ耕作	Dが所有し、 かつ耕作	Fが所有し、 かつ耕作

課税単位区分：8 所有単位：6農場 経営単位：5農場

資料：C.Winberg, *Folkökning och proletarisering*, Göteborg 1975, s.179.

表 1 リッラ・ゴーラ村における課税単位区分と経営単位の差異 (1840 年)

課税単位区分		経営単位	
マンタール	所有者	マンタール	耕作者
1/8	Olof Larsson		
1/8	Carl Inga の相続人	1/4	Hans Olofsson
1/8	Israel Jonsson	1/8	Israel Jonsson
1/12	Eric Jonsson の未成年の子供		
1/24	Eric Jonsson	1/8	Eric Jonsson

資料：Mantalslängd Östergötlands län 1840, Taxeringlängd 1840, Landsarkivet i Vadstena (以下, VaLA と略記)。

表 2 1840 年のフェーダ教区における課税単位区分と経営単位の農場数

マンタール	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
課税単位区分	6	3	14	6	36	35	12	7	3	122
農場数(経営単位)	7	4	14	3	28	25	8	5	3	97

資料：Nils Wohlin, *Jordstyckningen*, Stockholm 1911, s. 50; Mantalslängd Östergötlands län 1840, VaLA.
 注) ① 1 以上 ② 3/4 以上 1 未満 ③ 1/2 以上 3/4 未満 ④ 3/8 以上 1/2 未満 ⑤ 1/4 以上 3/8 未満
 ⑥ 1/8 以上 1/4 未満 ⑦ 1/16 以上 1/8 未満 ⑧ 1/64 以上 1/16 未満 ⑨ 1/256 以上 1/64 未満

位区分を掲載した政府統計資料に依拠した場合、農場分割を過大に評価することになるのである。

この点について、1840 年のフェーダ教区における実例で確認してみよう。表 1 は、リッラ・ゴーラ (Lilla Gära) 村における状況を示したものである。この村では、2 人の農民が複数の課税単位区分を合わせて農場経営を行っていたため、課税単位区分では 5 戸であるのに対して、経営単位では 3 農場であった⁽²⁰⁾。また、教区全体 (地主所有地も含む) では、表 2 に示されるとおり、122 課税単位区分に対して実際の経営単位は 94 農場であった。

このように、課税単位区分と経営単位では差異がみられることから、本稿では経営単位を基準として農場分割に関する考察を進めることにする。

2. 農場経営規模の区分方法

18 世紀末までを対象としたスウェーデン農村史研究では、マンタールに基づいて農場の経営規模を分類することが通例である。だが、マンタールの設定基準は必ずしも統一されておらず、しかも開墾や農業技術の向上などの変化を十分には反映していないため、19 世紀には同じ教区であっても村毎に 1 マンタールの耕地面積は大きく異なっていた⁽²¹⁾。このため、19 世紀初頭以降を対象とする場合には、マンタールを農場経営規模の基準とすることは適当ではないと考えられている⁽²²⁾。

これに代わる基準として利用されるのが、不動産税登録簿 (fastighetstaxeringslängder: 通常は単に taxeringslängder と記載されることが多いので、以下では、徴税登録簿と表記) に記載されている課税評価

表3 1845年のフェーダ教区におけるマンタールと課税評価額

マンタールの値	課税評価額の範囲	平均課税評価額
$\geq 3/4$	3040-7000	4517
$< 3/4 \geq 1/2$	1540-4000	2429
$< 1/2 \geq 1/4$	330-2820	1267
$< 1/4 \geq 1/8$	210-1540	659
$< 1/8$	40-500	255

資料：Mantalslängd Östergötlands län 1845, Taxeringlängd 1845, VaLA.

額である。これは、1810年に導入された不動産特別税 (fastighetsbevilling) の課税額を決めるために特別税委員会 (bevillningskommitté) が算定した土地と建物の評価額のことから、市場価格とは異なるものの、一定の基準に従って評価されていることから、マンタールよりも農場の経営規模を正確に反映していると考えられている⁽²³⁾。この2つの基準を1845年のフェーダ教区における事例で比較すると、標準的な規模とされる1/4以上1/2未満のマンタール農場は330 rdr (リクスターレル) から2820 rdrまでの範囲に属しており、しかも1/8マンタール農場よりも低い評価額の場合もあった (表3を参照)⁽²⁴⁾。このように両者の間で大きな差異がみられることから、本稿ではマンタールの利用は農場分割の概要を把握する場合にとどめ、経営規模の分類は課税評価額に基づいて行うこととする。

課税評価額は、導入された当初の1810年代には土地市場価格の投機的な変動に影響されて毎年大きく変動したが、1823年に市場価格とは別の基準での査定が開始された後は安定的に推移した。だが、19世紀半ばに土地市場価格との乖離が大きくなったことから、1862年に課税基準額は大幅に引き上げられ、しかも約10年おきに見直しがなされるように改められた⁽²⁵⁾。これにより、1880年代以降は徐々に評価額が上方に修正される傾向がみられる。このため、徴税登録簿の史料利用は、1890年代までを限度とするのが通例となっている⁽²⁶⁾。以上の点をふまえて、本稿での課税評価額を利用した分析は、評価額が安定的に推移した1820年から90年までを対象とする。

こうした課税評価額を基準として用いる場合には、各研究者が予め分類の基準となる額を設定する必要がある。本稿では農民農場を対象とすることから、農民村落を主に扱った先行研究を参考にして、表4に示した基準額を設定した⁽²⁷⁾。この4区分はパーションによって提示されたものであり、中・大農場は余剰生産が可能であるのに対して、零細・小農場は耕種農業のみでは生活しえない小規模農場であると定義されている⁽²⁸⁾。表4では、1862年に評価額が改正されたことをふまえて、1862年から79年については、一律にそれまでの5倍の評価額とした。また、1870年代には小規模農場を中心に同程度の上方修正がなされていることから、1880年以降は小農場の最低評価額を79年までの額の1.4倍に変更した⁽²⁹⁾。他方、中・大農場の最低評価額については、1.4倍とした場合には一部の農場で経営規模の格下げが生じることから、1.2倍の額への上方修正にとどめた。

表4 本稿における経営規模の課税評価額

	1820～1861年	1862～1879年	1880～1890年
大農場	2000 rdr 以上	10000 rdr 以上	12000 kr 以上
中農場	1000～1999 rdr	5000～8999 rdr	6000～11999 kr
小農場	500～999 rdr	2500～4999 rdr	3500～5999 kr
零細農場	500 rdr 未満	2500 rdr 未満	3500 kr 未満

注) rdr=リクスダーレル (1872年まで), kr=クローノル (73年以降)

なお、農場に付随するトルプ (torp) や外地 (utjord) が表4に示した零細・小農場の評価額に達した場合でも、マンタルの指定を受けて農場に転化されない限り、以下の考察では農民農場の戸数には含めないこととする⁽³⁰⁾。

Ⅲ. フェーダ教区における農民農場数の変遷

本章では、村落レベルでの微視的な分析を行うための基礎的な調査として、1820年、45年、70年、90年の各時点での農場数に関する分析を通じて、フェーダ教区の農民所有地における農場分割の傾向を概観したい。この教区での農民所有地の割合は、1845年には49.2%であったが、70年までに58.7%に上昇し、全国平均とほぼ同じ水準となった。これは、農民が10戸の農場 (合計3.625マンタル：このうち2戸は既存の農民農場に統合) を地主層から購入したのに対して、地主による農民農場の購入はわずかに1戸にとどまったことによるものである⁽³¹⁾。こうした旧地主所有地については、農民農場に転化された段階で調査対象とした。

表5は、各時点での農民農場の戸数を示したものである⁽³²⁾。合計の戸数をみると、1820年から45年にかけて農場統合により74戸から70戸に減少したが、70年までに84戸に再び増加したことがわかる。これは、地主層からの購入によって農民農場が増加したことに加えて、19世紀半ばに農場分割が進行したことによるものである。だが、それにもかかわらず1845年から70年にかけて零細・小農場の戸数に大きな変化がみられないのは、農場分割によって零細・小農場が新たに設置される一方で、農場統合や開墾に伴う中農場化による小規模農場の減少も進行したためである (表6を参照)。その後は後者の件数が前者を上回ったことにより、1890年までに中・

表5 フェーダ教区における農民農場の数 (経営単位)

	1820年	1845年	1870年	1890年
大農場	11	13	19	22
中農場	16	15	20	23
小農場	19	16	16	10
零細農場	28	26	29	29
合計	74	70	84	84

資料: Mantals- och taxeringslängder 1820-1890, VaLA.

表6 1845年と70年を比較した場合の農場数の増減とその要因

	増加の要因	農場数	減少の要因	農場数
大農場	地主層からの購入	4		
	農場統合	2		
中農場	農場分割	4	農場統合	3
	評価額の上昇（小農場の中農場化）	4	農場分割	2
	地主層からの購入	2	地主層の購入	1
	農場統合	1		
小農場	農場分割	4	評価額の上昇	4
	評価額の上昇（零細農場の小農場化）	3	農場統合	3
	農場統合	1	農場分割	1
零細農場	農場分割	9	農場統合	5
	地主層からの購入	2	評価額の上昇	3

資料：Mantals- och taxeringslängder 1845, 70, VaLA.

大農場は増加する一方で小農場は減少した。この結果、1820年と45年には60%以上であった零細・小農場の農民農場全体で占める割合は、90年には46%まで低下したのである。

ただし、このような農場数の変遷は、平野部と中間地帯の間で大きな違いがみられた⁽³³⁾。表7-(1)は、平野部における農場数の変遷を示したものであるが、この表からはすでに1820年の時点で中・大農場が60%（25中15戸）を占めており、零細・小農場は相対的に少なかったことがわかる。その後も1845年までに零細・小農場は半減し、さらに1870年には零細農場が消滅していることから、平野部では農場統合が進行したとみられる。

これに対して中間地帯では、小規模農場の割合の高さから、農場分割の傾向が看取される。表7-(2)に示されるとおり、1820年の時点では50中37戸が零細・小農場であり、平野部とは対照的に、小規模農場が全体の70%以上を占めていた。このなかで、孤立農場村落に存在した8農場以外は、全て農場分割によって形成されたものである。こうした小規模農場の割合は、19世紀半ば以降の中・大農場の増加によって低下したものの、1890年の時点でも55.4%（65中36戸）となっており、依然として小規模農場が中・大農場の戸数を上回っていた。このため、中間地帯では農場分割による零細・小農場の形成が進展したと推察される。

以上の分析から、フェーダ教区では、19世紀半ばに平野部を中心に農場統合が進む一方で、中間地帯において農場分割が進行したと整理できよう。こうした全体的な動向をふまえて、村落レベルでの微視的な分析に移ることにしよう。

IV. 村落形態と農場分割

本章では、平野部の3村落と中間地帯の5村落を対象として、農場数と経営規模の変遷について

表7 平野部および中間地帯における農民農場の数

(1) 平野部

	1820年	1845年	1870年	1890年
大農場	6	7	8	8
中農場	8	9	8	8
小農場	8	4	3	3
零細農場	2	1	0	0
合計	24	21	19	19

(2) 中間地帯

	1820年	1845年	1870年	1890年
大農場	5	6	11	14
中農場	8	6	12	15
小農場	11	12	13	7
零細農場	26	25	29	29
合計	50	49	65	65

資料：表5と同じ

て検討する。以下では、10年毎の変遷を示すことにより、前章では把握することができなかった短期的な変化も考察の対象としたい。

1. 平野部

平野部の村落の特徴は、18世紀半ばまでに太陽分割制 (solskifte) とよばれる規則的な形状の開放耕地制が定着していた点にある。ただし開放耕地制は、第一次土地整理：「大分割」 (storskifte：1757～1827年) と、第二次土地整理：「一筆分割」 (ensskifte：1807～1827年) ないしは第三次土地整理：「法分割」 (laga skifte：1827年以降) によって解体された。こうした村落では、19世紀半ばまでに半自然的な採草地 (äng) の耕地化はほぼ完了しており、開墾の余地はすでに限定されていた⁽³⁴⁾。

(1) シーロルプ (Syrorp) 村：1 マンタール

シーロルプ村では、1769年の大分割の実施時にすでに耕地面積が採草地を上回っており、18世紀半ばには開墾が本格的に進展していたとみられる。この時点では、2戸の3/8 マンタール農場と1戸の1/4 マンタール農場のみが存在していたが、その後の分割相続により、1820年までに1/4 マンタールの中農場のほかに、零細農場と小農場がそれぞれ3戸ずつ形成された⁽³⁵⁾。

表8-(1)は、1820年以降のシーロルプ村における農場数と経営規模の変化を示したものである。この表からは、1820年代から40年代にかけて零細・小農場の消滅しており、農場統合の進行が窺える。これは、1820年代に相続者間での土地所有権の整理統合が行われたことと、30年代から40年代前半にかけて大農が小農場を購入したことによるものである⁽³⁶⁾。その後は農場分

表8 平野部の3村落における農場数と経営規模の変化

(1) シーロルプ村

1820年		1830年		1840年		1850年		1860年		1870年		1880年		1890年	
①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②
1/8	小	3/8	中	9/16	大	3/4	大								
1/14	零細	3/16	小	3/16	小	1/4	中								
1/14	零細	3/16	小	1/4	中										
3/28	零細	1/4	中												
3/16	小														
3/16	小														
1/4	中														

(2) デーメストルプ村

1820年		1830年		1840年		1850年		1860年		1870年		1880年		1890年	
①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②
5/8	大	5/8	大	7/8	大	7/8	大	7/8	大	7/8	大	7/8	大	7/8	大
1/8	小	1/8	小	1/8	小	1/8	小	1/8	小	1/8	小	1/8	小	1/8	小
3/16	小	1/8	小												
1/16	零細	1/16	零細												
		1/16	零細												

(3) オールンダ村

	1820年		1830年		1840年		1850年		1860年		1870年		1880年		1890年	
	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②
北農場	5/16	中	5/16	中	5/16	中	5/16	中	5/16	中	5/16	中	5/16	中	5/16	中
	5/16	中	5/16	中	5/16	中	5/16	中	5/16	中	5/16	中	5/16	中	5/16	中
	5/16	中	5/48	零細	5/48	零細	5/32	小								
	5/16	中	5/24	小	5/24	小	5/32	小	5/32	小	5/32	小	5/32	小	5/32	小
	5/16*	中	5/16*	中	5/16*	中	5/16*	中	5/16*	中	5/16*	中	5/16*	中	5/16*	中
南農場	5/8	大	5/8	大	5/8	大	5/8	大	15/16	大	15/16	大	15/16	大	15/16	大
	5/8	大	5/16	中	5/16	中	5/8	大	5/16	中	5/16	中	5/16	中	5/16	中
			5/16	中	5/16	中										

注1) ①：マンタール ②：農場の経営規模 大：大農場，中：中農場，小：小農場，零細：零細農場。

注2) マンタールの数値に*が付いている農場は、貴族や上層中間層などの地主層が所有者であることを示している。

資料：Mantals- och taxeringslängder 1820-1890, VaLA; Husförhörslängder, Demografiska databasen.

割と統合のいずれも発生することなく、大農場と中農場が1戸ずつ存在する状態が維持された。

このようにシーロルプ村では、19世紀初頭に農場分割によって零細・小農場が形成されたものの、20年代以降は農場統合により消滅し、19世紀半ば以降は中・大農場のみとなった。こうした変遷は前章でみた平野部での動向と一致することから、平野部における典型的な農場統合の事例であると考えられる。

(2) デーメストルプ (Dömestorp) 村：1マンタール

次に、上述のシーロルプ村とはやや異なり、1820年以降に農場分割によって一時的に小規模農場が形成された事例として、デーメストルプ村を取り上げてみたい。この村では、1776年に大分割が実施された時点では耕地の1.8倍の面積を採草場が占めており、平野部のなかでは開墾が遅れていた⁽³⁷⁾。

大分割の段階では2戸の農場が存在するだけであったが、19世紀初頭の農場分割により、1820年までに大農場のほか、2戸の小農場と1戸の零細農場が新たに形成された。さらに、1820年代にも3/16マンタール農場から分離して1/16マンタール農場が新設された(表8-(2)を参照)。これらの小規模農場には、大分割(1776年)と法分割(1829年)の間に開墾された7.3ヘクタールの耕地が主に割り当てられていることから、開墾に伴って農場分割が実施されたと考えられる⁽³⁸⁾。

ただし、こうした小規模農場の形成は一時的なもので、1830年代に入ると大農による購入に伴い5/8マンタールの大農場に統合された⁽³⁹⁾。この結果、7/8マンタールの大農場のほかには、大分割の実施前から存在していた1/8マンタールの小農場しか残らなかったのである。その後は農場分割と統合のいずれも発生せず、農場数と経営規模には変化はみられなかった。このように1830年代以降は農場統合の過程に入っていることから、1820年代までは農場分割による小規模農場の形成がみられたものの、基本的には上述のシーロルプ村と同様の傾向にあったといえよう。

(3) オールンダ (Orlunda) 村：5/2マンタール

最後に、上述の2村落とは異なり、農場統合が進展しなかったオールンダ村の事例も検討しておきたい。この村では、1775年に大分割が実施された時点で耕地と採草地の面積比は1:0.4となっており、18世紀後半にはすでに開墾の余地は限定されていた⁽⁴⁰⁾。

大分割の実施時から1820年までの間は農場数に変化はなく、北農場(Norrgård)区と南農場(Södergård)区を合わせて6戸の農場存在する状態が維持されていた。だが1820年代に入ると、表8-(3)に示されるとおり、北農場区において農場分割を通じて零細・小農場が形成された。このなかで5/48マンタールの零細農場は、1842年の法分割の際に農地の再編を通じて5/32マンタールの小農場に格上げとなっている⁽⁴¹⁾。これらの小農場は、1850年代以降も統合されることなく90年まで存続した。

このように農場統合が進展しなかった点では平野部全体の傾向と異なる。だが、1830年以降は農場分割による新たな小規模農場は設置されていない点では共通していることから、オールンダ村の事例も、19世紀半ば以降の平野部では農場分割は進展しなかったことを示していると解釈できよう。

(4) 小括

以上の3村落の分析から、1820年代までは農場分割による小規模農場の形成がみられるものの、それ以降はむしろ中・大農場による統合の傾向が顕著であったといえよう。このため、フェーダ教区の平野部では、1830年代以降には農場分割による零細・小農場の形成は進展しなかったと結論付けることができよう。

2. 中間地帯

中間地帯の村落の特徴は、平野部とは対照的に、19世紀においても開放耕地制が定着する以前の原初的な農業景観が存続していた点にある⁽⁴²⁾。これらの村落では、平野部に比べて採草地の耕地への転用が遅れていたため、19世紀半ばにおいても開墾の余地が残されていた。

(1) ガータン (Gatan) 村：1/4 マンタール

前章で検討したように、フェーダ教区では19世紀半ばに農場分割が進展したのであるが、このなかで最もわかりやすい事例であるガータン村に関する考察から始めることにしたい。この村では、1855年の時点においても10.1ヘクタールの耕地に対して、採草地はその約2.2倍にあたる23ヘクタールも残されていた⁽⁴³⁾。とはいえ、1850年代に従来の920 rdr (小農場に相当) から1380 rdr (中農場に相当) に上方修正されていることから、19世紀半ばには本格的な開墾に着手されたと考えられる⁽⁴⁴⁾。

ガータン村は、1862年まで孤立農場の村であったが、63年に初めて13/60マンタールの中農場と1/30マンタールの小農場に分割された(表9-(1)を参照)。ただし、後者はトルプがそのまま零細農場に格上げされたものであることから、中農場のマンタールは1/4から13/60に低下しているものの、経営規模には変化はなかった⁽⁴⁵⁾。このようにトルプが農場に転化されたのは、開墾によって租税負担に耐えられるだけの経営規模に達したと判断されたためであると考えられる。このため、開墾地での新農場の設置と同一の動きであるといっていよう。

このようにガータン村では、開墾に伴うトルプの零細農場化によって、既存の農場の細分化を伴わないかたち農場分割が実施されたのである。

(2) インイエブ (Ingebo) 村：1/2 マンタール

孤立農場村落における農場分割の事例として、インイエブ村での動向についても検討しておきたい。この村では、1865年に大分割が実施された時点で、43.4ヘクタールの耕地面積の約2.1倍にあたる90.2ヘクタールを採草地が占めており、依然として開墾の余地が残されていた⁽⁴⁶⁾。

この村は、1830年まで貴族の所有地であったが、31年に大農に売却された。その後も1/2マンタールの孤立農場として経営されていたが、1860年代に入ると分割相続に伴い初めて農場分割が実施された。これにより、従来の農地を継承した1/4マンタールの大農場と1/8マンタールの中農場のほかに、1/16マンタール農場、5/144マンタール、4/144マンタール農場の3戸の小規模農場も新たに設置された。これらの零細・小農場は、ガータン村の事例と同様にトルプが農場に転化されたものである⁽⁴⁷⁾。この点に加えて、1/4マンタール農場が分割当初から大農場であったことや、1/8マンタール農場が1880年代までに大農場の相当する評価額(12000 kr)に上方修正されていることから、開墾によって既存の農場の細分化を回避しつつ分割が実施されたと考えられる。

(3) ストーラ・ヴィースエッテル (Stora Wisätter) 村：1/2 マンタール

上述の2つの事例は孤立農場村落での農場分割であったが、次に19世紀初頭に農場分割が進展した村落での動向について、ストーラ・ヴィースエッテル村の事例で検討したい。

表9 中間地帯の5村落における農場数と経営規模の変化

(1) ガータン村

1820年		1830年		1840年		1850年		1860年		1870年		1880年		1890年	
①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②
1/4	小	1/4	小	1/4	小	1/4	小	1/4	中	13/60	中	13/60	中	13/60	中
										1/30	零細	1/30	零細	1/30	零細

(2) インイエブ村

1820年		1830年		1840年		1850年		1860年		1870年		1880年		1890年	
①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②
1/2*	大	1/2*	大	1/2	大	1/2	大	1/2	大	1/4	大	1/4	大	1/4	大
										1/8	中	1/8	大	1/8	大
										1/16	小	1/16	中	1/16	中
										5/144	零細	5/144	零細	5/144	零細
										4/144	零細	4/144	零細	4/144	零細

(3) ストラ・ヴィスエッテル村

1820年		1830年		1840年		1850年		1860年		1870年		1880年		1890年	
①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②
1/4	中	1/8	小	1/8	小	1/8	小	1/4	大	315/1260	大	315/1260	大	315/1260	大
1/14	小	1/8	小	1/8	小	1/8	小	1/14	小	23/1260	零細	23/1260	零細	23/1260	零細
1/14	小	45/1260	零細	45/1260	零細	45/1260	零細								
1/28	零細	1/14	小	1/14	小	1/14	小	1/14	小	89/1260	小	247/1260	中	44/1260	零細
1/28	零細	45/1260	零細			45/1260	零細								
1/28	零細	1/28	零細	1/28	零細	1/28	零細			113/1260	小			45/1260	零細
		1/28	零細	1/28	零細	1/28	零細							113/1260	中

(4) シークテブ村

	1820年		1830年		1840年		1850年		1860年		1870年		1880年		1890年	
	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②
北農場	1/4	中	1/4	中	1/4	中	5/16	中	5/16	中	5/16	中	5/16	中	5/16	大
	1/4	中	13/80	小	13/80	小	13/80	小	13/80	小	13/80	小	13/80	小	13/80	小
			1/16	零細	1/16	零細	1/40	零細	1/40	零細	1/40	零細	1/40	零細	1/40	零細
南農場	11/36	中	11/36	中	31/144	中	31/72	大	31/72	大	31/72	大	31/72	大	31/72	大
	1/12	零細	1/12	零細	31/144	中	1/24	零細	1/24	零細	1/24	零細	1/120	零細	1/120	零細
	1/9	零細	1/24	零細	1/24	零細	1/72	零細	1/72	零細	1/72	零細	2/120	零細	2/120	零細
			1/24	零細	1/72	零細	1/72	零細	1/72	零細	1/72	零細	1/120	零細	1/120	零細
			1/72	零細	1/72	零細							1/72	零細	1/72	零細
		1/72	零細									1/45	零細	1/45	零細	

(5) リッラ・ゴーラ村

1820年		1830年		1840年		1850年		1860年		1870年		1880年		1890年	
①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②
1/8	零細	1/8	零細	1/4	小	1/4	小	1/8	零細	1/16	零細	1/16	零細	1/8	零細
1/8	零細	1/16	零細	1/16	零細	9/80	零細								
1/8	零細	5/96	零細	11/96	零細	1/80	零細								
1/8	零細	1/8	零細					1/8	零細	7/96	零細	1/96	零細	1/4	小
										1/8	零細	1/8	零細		
										1/8	零細	1/8	零細		

注1) ①：マンタール ②：農場の経営規模 大：大農場，中：中農場，小：小農場，零細：零細農場。

注2) マンタールの数値に*が付いている農場は、貴族や上層中間層などの地主層が所有者であることを示している。

資料：表8と同じ

この村では、1789年に大分割が実施された時点で、北西部に13.5ヘクタールの耕地があるだけで、東部を中心に87.6ヘクタールの採草場が残されていた。だが19世紀に入ると耕地化が進み、1874年までに耕地面積は41.9ヘクタールに拡大した。それでも、依然として29.4ヘクタールの採草場が残されていたことから、19世紀末においても開墾が進展していたとみられる⁽⁴⁸⁾。

大分割の実施時には2戸の1/4マンタール農場が存在するだけであったが、農場分割によって、1820年までに1/4マンタールの中農場のほかに、2戸の1/14マンタール農場と3戸の1/28マンタール農場が形成されていた。これらの零細・小農場は、18世紀末以降の開墾地に設置されたことから、開墾に伴う農場分割が進行したと考えられる⁽⁴⁹⁾。ただし1820年代には、表9-(3)に示されるとおり1/4マンタール農場が2戸の1/8マンタール農場（小農場）に分割されており、既存の農場の細分化もみられた。

1850年代から60年代前半にかけては農場統合が進む一方で、1866年に法分割が実施された後は、開墾地において零細農場が新設される動きもみられた。つまり、開墾や農場統合を通じて中・大農場の経営規模の拡大が進む一方で、村の東部を中心に農場分割によって零細農場が新たに形成されたのである。この結果、1890年までに315/1260マンタールの大農場と113/1260マンタールの中農場のほかに、5戸の零細農場が形成された。

このようにストーラ・ヴィースエッテル村では、19世紀初頭と1860年代以降に小規模農場が開墾地に設置されたことにより、既存の農場の細分化を伴わない農場分割が実施されたのである。

(4) シークテブ (Siktebo) 村：1マンタール

同様に19世紀初頭にすでに農場分割が進行していた村落として、シークテブ村の事例も検討しておきたい。この村では、1785年の大分割の実施時には耕地面積は14.1ヘクタールであったが、19世紀を通じて開墾が進んだことから、1874年までに56.1ヘクタールに拡大した⁽⁵⁰⁾。

大分割実施時には、北農場と南農場が孤立農場の形態で存在していたが、19世紀初頭の農場分割の結果、1820年までに新たに中農場（所有単位では1/5マンタールと1/20マンタールに分割）と2戸の零細農場が設置された⁽⁵¹⁾。さらに、1820年代前半にも農場分割が進行した結果、零細・小農場は8戸まで増加した（表9-(4)を参照）。これらの多くが大分割（1785年）と一筆分割（1822年）の間に開墾された11.6ヘクタールの耕地を占めていることから、北農場区では既存の中農場の細分化がみられたものの、南農場区では中農場の経営規模の縮小を回避するかたちで農場分割が実施されたと考えられる⁽⁵²⁾。ただし、これらの小規模農場の一部は、1830年代から40年代にかけて中・大農場の購入によって統合されており、19世紀半ばには農場分割は進展しなかった。

だが、70年代に入ると、南農場区において再度農場分割が実施され、1/24マンタール農場が3戸の零細農場に分割された。この前年の評価額は、小農場の最低基準額である2500krまで評

価額が上昇していたことから、開墾によって小農場の規模まで拡大した直後に3戸の零細農場に分割されたとみられる⁽⁵³⁾。このため、大農場の周辺での開墾に伴う農場分割であったと解釈できよう。

このようにシークテブ村においても、ストーラ・ヴィースエッテル村の事例と同様に、19世紀初頭と後半に開墾地に小規模農場が設置されたことにより、既存の農場の細分化を伴わない農場分割が行われたのである。このため、孤立農場村落以外にも、開墾の余地が残された場合には、19世紀半ば以降に不均一な農場分割によって小規模農場が設置されたと考えられる。

(5) リッラ・ゴーラ (Lilla Gåra) 村：1/2 マンタール

中間地帯の最後の事例として、中・大農場が欠如したリッラ・ゴーラ村での農場分割について検討したい。この村では、1797年の大分割の際に4.5ヘクタールの耕地が3農場で分配され、さらに1830年の法分割においても、7.7ヘクタールの耕地がほぼ4等分されたことにより、4戸の1/8マンタール農場(零細農場)が散在し、核となる農場が欠如した村落形態となっていた⁽⁵⁴⁾。

こうしたなかで1860年代後半に農場分割が実施されたことにより、零細農場は6戸に増加した(表9-(5)を参照)。この段階での1/8マンタールの評価額は、小農場にほぼ匹敵する2300 rdrであることから、小農場程度の耕地面積まで拡大したことを受けて農場分割が実施されたとみられる⁽⁵⁵⁾。このように既存の農場からの開墾地の分離であることから、他の村での中・大農場の周辺における小規模農場の新設と同様に、開墾に伴う農場分割であったとみて差し支えないと思われる。

(6) 小括

以上の5村落の分析から、トルプの零細・小農場への転化にみられるように、開墾地に小規模農場が新たに設置される傾向にあったことが確認された。このため、既存の農場の細分化を伴わない農場分割は、後進性ゆえに開墾の余地が残されていた原初的な村落において進展したといえよう。

V. 総括

本稿では、農場分割に関する村落間での比較分析を通じて、既存の農場の細分化を伴わない農場分割が進行した村落形態の特質を検討した。その結果をまとめると、以下のようなだろう。

19世紀半ばまでに開墾がほぼ完了していた平野部の村落では、19世紀半ば以降に農場分割によって小規模な経営が形成されることはなく、むしろ中・大農場による統合の傾向が顕著であった。これに対して、19世紀後半においても開墾の余地が残されていた中間地帯の村落では、開墾に伴う農場分割が進展したことにより、農場統合や開墾によって零細・小農場の戸数が減少する一方で、開墾地での小区画の分離を通じて新たな小規模農場が形成されたのである。

以上の考察から、パーションが指摘した農場の細分化を伴わない農場分割は、開墾の余地が残

された原初的な村落において進行したと結論付けることができよう。こうした発展途上の村落における不均一な農場分割が、19世紀のスウェーデンにおいて中・大農場の経営規模が拡大する一方で、零細・小農場経営が新たに形成される一因となったと考えられる。このような小規模農場の形成過程をふまえて、自営農民の土地市場や社会流動について分析することになるのだが、この検討は別の機会に譲りたい。

注

- (1) Nils Wohlin, *Den svenska jordstyckningspolitiken i de 18:de och 19:de århundradena jämte en översikt af jordstyckningens inverkan på bondeklassens besutensförhållanden*, Stockholm 1912.
- (2) Ibid., s.708, 716-719, 748-753.
- (3) Eli F. Heckscher, *Svenskt arbete och liv*, Stockholm 1941, s.184-186; Eli F. Heckscher, *Sveriges ekonomiska historia från Gustav Vasa, del 2: 1*, Stockholm 1949, s.261-270; Gustaf Utteström, *Jordbrukets arbetare, del I*, Stockholm 1957, s.14-15.
- (4) Lars Herlitz, *Jordegendom och ränta*, Göteborg 1974, s.162-182; Christer Winberg, *Folkökning och proletarisering*, Göteborg 1975, s.179-181.
- (5) Folke Karlsson, *Mark och försörjning*, Göteborg 1978, s.107-109; Mats Morell, "On the Stratification of Swedish Peasant Class", *Scandinavian Economic History Review* 28 (1980), s.24-30; Birgitta Olai, *Storskiftet i Ekebyborna*, Uppsala 1983, s.178-194; Lars Ydborn, *Befolkningstillväxt och jordbruk*, Göteborg 1984, s.52-76; Christer Persson, "Freehold farmers and land owner structure in a parish of south-eastern Sweden during the nineteenth century", *Historical Geography* 3 (1988), s.245-259; Gunilla Peterson, *Jordbrukets omvandling i västra Östergötland 1810-1890*, Stockholm 1989, s.178-179; Ulla Rosén, *Himlajord och handelsvara*, Lund 1994, s.114-117; Göran Hoppe & John Langton, *Peasantry to capitalism*, Cambridge 1994, s.79-86.
- (6) Christer Persson, *Regionala och lokala variationer i hemmansklyvning i Sverige under 1700- och 1800-talen*, Stockholm 1996. 同書の一部は、英語論文として発表されている。Christer Persson, "Farm subdivision in pre-industrial Sweden: fact or fiction?," *Journal of Historical Geography* 23:2 (1997), s.119-134; Christer Persson, "Land Ownership, Farm Structure and the Economy: Some Examples of Farm Sub-Division in Sweden, 1780-1862", *Scandinavian Economic History Review* 45:1 (1997), s.70-89.
- (7) C. Persson, *Regionala och lokala...*, s.65-67. 同様の視点は、以下の文献のなかでも提起されている。Carl-Johan Gadd, *Den agrara revolutionen 1700-1870*, Stockholm 2000, s.205-206; Lage Rosengren, *Jord och folk*, Göteborg 2001, s.32-41; Staffan Granér, *Samhävd och rågång*, Göteborg 2002, s.107-114. また、これとは別にスウェーデン中部や北部を対象とした研究では、外畑にあたる夏季の放牧用地 (bodland) が常設の農場に転用される過程に着目した実証分析が進められている。Gunnar Bodvall, *Bodland i norra Hälsingland*, Uppsala 1959, s.145-155; Elisabeth Wennersten, *Släktens territorier*, Stockholm 2002, s.29, 62; Rosemarie Fiebranz, *Jord, linne eller träkol?*, Uppsala 2002, s.193-199.
- (8) 拙稿「東中部スウェーデンにおける農業景観と開墾—フエーダ教区を対象とした一考察—」『商経論叢』(神奈川大学) 第37巻第2号(2001年), 169-189頁。
- (9) スウェーデン東部の村落規模については、Mats Hellspong & Orvar Löfgren, *Land och stad*, Lund

- 1974, s.55; Kerstin Sundberg, *Resurser och sociala relationer*, Lund 1993, s.37-39.
- (10) ただし、「土地台帳」(jordebok)におけるマンタールの使用は、17世紀初頭以降のことである。こうしたヘムマンとマンタールの関連については、Gabriel Thulin, *Om mantalet I*, Stockholm 1890, s.39-40; Maria Ågren, "Ågande och beskattning", i Bengt M P Larsson, Mats Morell & Janken Myrdal (red), *Agrarhistoria*, Stockholm 1997, s.279; Niklas Cserhalmi, *Fårad mark*, Stockholm 1998, s.118. なお、マンタールの社会経済的な意味については、拙稿「フェーダ教区の家庭内試問記録簿における社会階層名：1788年～1896年」『商経論叢』(神奈川大学)第38巻第4号(2003年), 85頁。
- (11) G.Thulin, *Om mantalet...*, s.47; David Hannerberg, *Svenskt agrarsamhälle under 1200 år*, Stockholm 1972, s.37-38; C.Winberg, *Folkökning...*, s.39.
- (12) 以下の文献では、ヘムマン分割 (hemmansklyvning) と農場分割 (gårdsdelning) を同義語として扱っていることから、農場分割と意識をしても問題はないと考えられる。Lars-Olof Larsson, *Kolonisation och befolkningsutveckling i det svenska agrarsamhället 1500-1640*, Lund 1972, s.36-37.
- (13) N.Wohlin, *Den svenska jordstyckningspolitiken...*, s.12; E. Wennersten, *Släktens...*, s.20.
- (14) 1/4マンタールの下限は全国一律ではなく、一部の地方では実状の合わせて1/16マンタールとされていた。こうした1684年の農場分割に関する法令については、D.Hannerberg, *Svenskt agrarsamhälle...*, s.38; C.Winberg, *Folkökning...*, s.39.
- (15) Gunnar Olander, "Hemmansklyvningen i Skaraborgs län vid mitten av 1700-talet", *Scandia* 22 (1950), s.120; L.Herlitz, *Jordegendom...*, s.170; Lars-Olof Larsson, *Bönder och gårdar i stormaktspolitikens skugga*, Växjö 1983, s.40-76, 119-122; 136-150, 154-155, 164-175, 188-189; S.Granér, *Samhävnd...*, s.107-114.
- (16) N.Wohlin, *Den svenska jordstyckningspolitiken...*, s.109-110, 164-165; C.Winberg, *Folkökning...*, s.39-40. エステルイエートランド地方では、最低規模が1/8マンタールに引き下げられた。
- (17) D.Hannerberg, *Svenskt agrarsamhälle...*, s.38. C.Winberg, *Folkökning...*, s.40. ただし、農場分割に対する法的な規制が完全に撤廃されたのは、1881年のことである。N.Wohlin, *Den svenska jordstyckningspolitiken...*, s.329; Gabriel Thulin, *Om mantalet II*, Stockholm 1935, s.116; Sten Carlsson, *Bonden i svensk historia, del III*, Stockholm 1956, s.207.
- (18) L.Herlitz, *Jordegendom...*, s.172-185; C.Winberg, *Folkökning...*, s.179-181. ただし、以下の文献では、すでに1950年代にヴォリーンの農場分割に関する調査の問題点が指摘されている。G.Olander, "Hemmansklyvningen...", s.118-126; Olof Nordström, "Problem rörande hemmansklyvningen i östra Småland under 1700-talet", *Svensk Geografisk Årsbok* 27 (1951), s.32-40.
- (19) このモデル図に基づいた農場分割の説明については、C.Winberg, *Folkökning...*, s.179; Kalle Bäck, *Början till slutet*, Linköping 1992, s.64.
- (20) 表1の事例は、相続人の中での賃借を通じて農場経営の細分化が回避されていたことを示している。こうした共同耕作や相続権の売買による農場の細分化の回避については、Christer Winberg, "Familj och jord i tre västgötasocknar", *Historisk tidskrift* 101 (1981), s.275-310; Christer Persson, *Jorden, bonden och hans familj*, Stockholm 1992, s.214-222; Ulf Sporrang & Elisabeth Wennersten, *Marken, gården, släkten och arv*, Stockholm 1995, s.241; Elisabeth Wennersten, *Gård och familjen*, Stockholm 2001, s.68-73.
- (21) C. Persson, *Jorden, bonden...*, s.147-150.
- (22) C. Persson, *Regionala och lokala...*, s.86-92. ただし、19世紀におけるマンタール基準の有効性を主張する研究もみられる。例えば、Patrick Svensson, *Agrara entreprenörer*, Lund 2001, s.62-66.
- (23) C. Persson, *Regionala och lokala...*, s.93-94. 課税評価額については、Rolf Adamson, *Järnavsättning och bruksfinansiering 1800-1860*, Göteborg 1966, s.122-123. スウェーデン語の bevilning は、四身分議会での承認を経て賦課される臨時税をさすが、19世紀には毎年賦課されていることから、本稿では特別税と訳すことにする。この特別税には、1810年から12年にかけては、累進的な所得税と不動産税が併存していたが、13年以降は後者のみとなった。前者については、Sune Åkerman, "The Swedish Experiment with Progressive Income-tax in 1810", *Economy and History* 9 (1966) s.61-120; Sune Åkerman, *Skattereformen*

1810, Uppsala 1967, s.14-26.

- (24) 同様の実証結果を示している文献として, U.Rosén, *Himlajord...*, s.126.
- (25) R. Adamson, *Järnavsättning...*, s.122-123; C.Persson, *Regionala och lokala...*, s.76-80.
- (26) C.Persson, *Jorden, bonden...*, s.150-153.
- (27) 農民農場を対象とした基準額については, G. Peterson, *Jordbrukets omvandling...*, s.23; G.Hoppe & J. Langton, *Peasantry to capitalism...*, s.74; C.Persson, *Jorden, bonden...*, s.201.これに対して, 地主大農場も含めた基準額を示した研究として, Sture Martinius, *Agrar kapitalbildning och finansiering 1833-1892*, Göteborg 1970, s.43-47; Ulf Jonsson, *Jordmagnater, landbönder och torpare i sydöstra Södermanland 1800-1880*, Stockholm 1980, s.60.
- (28) C.Persson, *Regionala och lokala...*, s.93; C.Persson, *Jorden, bonden...*, s.199-203.
- (29) 評価基準額の変遷については, C.Persson, *Jorden, bonden...*, s.201; C.Persson, *Regionala och lokala...*, s.93.
- (30) マンタルの指定を受けていないトルプと外地については, 前掲拙稿「フェーダ教区の家内試問記録簿」, 86頁。
- (31) Mantal- och taxeringslängder 1845-1870, Landsarkivet i Vadstena (以下, VaLAと略記).
- (32) 表5では, 調査年の5年以内に評価額が下方に変更された場合には, 原則として新しい評価額に基づいて分類を行った。一例を挙げると, ガータン (Gatan) 村の1/4 マンタル農場は, 1820年の徴税登録簿では中農場に相当する1171 rdrと記載されていたが, 1824年には920 rdrに下方修正されていることから, 1820年についても小農場に分類した。逆に, 明らかに低すぎる課税評価額の場合には, 上方修正を行った。例えば, シーロルプ (Syrorp) 村の1/4 マンタル農場 (1861年まで中農場に相当する1040~1560 rdrと記載) は, 1862年から1870年代半ばにかけて小農場に相当する4000 rdrと記載されているが, 1880年までに中農場に相当する6000 krに修正されていることから, 1870年の時点では中農場に分類した。なお, 件数としては少ないが, 自営農民が地主層から短期的に農地を借りた場合には, 農民所有地のみで分類を行った。この事例として, デーメストルプ (Dömestorp) 村の1/8 マンタル農場 (565 rdr) の自営農民: Nils Jänssonを取り上げてみよう。彼は, 1820年の時点では, 自営農民であるとともに, 貴族所有地のミョルビュー (Mörby) 村の1/2 マンタルの大農場 (5218 rdr) の借地農でもあった。この場合, 経営規模で見ると大農場であるが, 農民所有地ではないため, 小農場経営に分類した。
- (33) 本稿では, 1874年の段階で森林が荒蕪地を除いた総面積の50パーセント以上を占めている村を中間地帯に分類した。この土地利用状況については, 以下の調査報告書を参照した。*Beskrifning till kartan öfver Hanekinds härad, år 1876*, Stockholm 1879, s.22-29.
- (34) 前掲拙稿「東中部スウェーデンにおける農業景観と開墾」, 174-184頁。
- (35) Skeda akt 28 (Syrorp 1769), Lantmäterikontoret i Östergötland (以下, Ög.LMKと略記).
- (36) Mantals- och taxeringslängder 1830-1850, VaLA; Husförhörslängder, Demografiska Databasen (以下, DDBと略記).
- (37) デーメストルプ村の耕地面積と村落図については, 前掲拙稿「東中部スウェーデンにおける農業景観と開墾」, 177-179頁。
- (38) Skeda akt 36 (Dömestorp 1776); Skeda akt 94 (Dömestorp 1830), Ög. LMK.
- (39) Mantals- och taxeringslängder 1830-1850, VaLA.
- (40) Skeda akt 34 (Orlunda 1775), Ög.LMK. オールンダ村の耕地面積と村落図については, 前掲拙稿「東中部スウェーデンにおける農業景観と開墾」, 177-179, 182頁。
- (41) Skeda akt 107 (Orlunda 1842), Ög.LMK.
- (42) こうした原初的な村落については, 拙稿「フェーダ教区における原初村落—1789~1843年—」『経済貿易研究』第28号 (2002年), 95-107頁。なお, 前稿では「原初村落」と表記したが, やや誤解を招く恐れがあることから, 本稿では「原初的な村落」と言い換えることにする。

- (43) Skeda akt 129 (Gatan 1855-65), Ög.LMK.
- (44) Fastighetstaxeringslängder 1840-1860, VaLA.
- (45) トルプがそのまま農場に転化された点については、1864年トルパレであった Samuel Gustaf Persson が、家庭内試問記録簿と徴税登録簿において65年を境にして農場所有者と記載されていることによって確認される。Mantals- och taxeringslängder 1860-1865, VaLA; Husförhörslängder, DDB. こうしたトルプの農場化については、以下の文献のなかでも指摘されている。C.Persson, *Jorden, bonden...*, s.195-197; C. Persson, *Regionala och lokala ...*, s.66; K.Bäck, *Början till...*, s.100, 117; C-J. Gadd, *Den agrara...*, s.207.
- (46) Skeda akt 130 (Ingebo 1865), Ög.LMK.
- (47) インイエブ村でのトルプの農場化についても、ガータン村と同様に家庭内試問記録簿と徴税登録簿の記述から確認される。Mantals- och taxeringslängder 1860-1865, VaLA; Husförhörslängder, DDB.
- (48) 前掲拙稿「東中部スウェーデンにおける農業景観と開墾」, 182頁。ストーラ・ヴィースエッテル村の集落図については、前掲拙稿「フェーダ教区における原初村落」102-103頁。
- (49) 村の東部への耕地の拡大については、以下の土地整理の史料から確認される。Skeda akt 131 (Stora Wisätter 1866), Ög.LMK.
- (50) 前掲拙稿「東中部スウェーデンにおける農業景観と開墾」, 182頁。
- (51) Skeda akt 43 (Siktebo 1786), Ög.LMK.
- (52) Skeda akt 87 (Siktebo 1822), Ög.LMK.
- (53) Mantals- och taxeringslängder 1861-1870, VaLA.
- (54) Skeda akt 56 (Lilla Gåra 1797), Ög.LMK.; Skeda akt 96 (Lilla Gåra 1830), Ög.LMK. リッラ・ゴラ村の村落図については、前掲拙稿「フェーダ教区における原初村落」99頁。
- (55) Mantals- och taxeringslängder 1861-1870, VaLA.